



平成 27 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 曙ブレーキ工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆  
(コード：7238、東証第一部)  
問合せ先 広報室長 鈴木 信吾  
(TEL. 03-3668-5183)

当社における売上認識に関わる不適切会計の可能性および、  
平成 28 年 3 月期第 2 四半期決算発表延期に関するお知らせ

当社の第 2 四半期におきまして、売上の認識時期について適切な会計処理が行われていなかった可能性が判明しました。本日取締役会で本件にかかわる調査委員会を設置することとし、現在、不適切会計の可能性の内容の詳細、影響額について調査を開始しております。現時点で判明している事項につきまして、取り急ぎ下記のとおりお知らせいたします。

それを受けて、本日予定しておりました平成28年3月期第2四半期の決算発表を延期することといたしましたので、お知らせいたします。

株主や投資家の皆様をはじめ、関係各位の皆様に対して、多大なるご迷惑をおかけいたしますことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 不適切な会計処理が判明した事実と判明していない事実

当社の平成27年9月度売上高において、自動車のアフター・サービス・パーツ販売を手がける補修品営業部門での代理店向け販売の一部の取引において、当社規定の出荷基準（当社から商品が発送された時点で売上計上する基準）に合っていないものが計上されており、当該期間において、2億1千万円の過大な売上認識となっていることが判明し、その計上について取り消し処理を行いました。しかしながら、本件以外についての事実確認はできておらず、今後同様の会計処理の有無を調査することとなり、当該第2四半期の決算数値の確定に至っておりません。

2. 調査委員会の設置について

本件の事実関係の徹底した調査のため、下記のとおり調査委員会を設置することといたしました。

(1) 調査範囲・目的

- ・当該代理店以外の販売先（日本以外も含む）の収益認識の適正性確認
- ・過年度の収益認識の適正性確認
- ・適正性を欠くと判断した場合には、その発生原因の究明および再発防止策の提言を行う。

(2) 調査委員会の構成員

委員長	本間 通義	(当社 社外監査役、弁護士)
副委員長	遠藤 今朝夫	(当社 社外監査役、公認会計士)
委員	藤本 吉彦	(当社 常務執行役員・コンプライアンス担当)
委員	渡邊 高夫	(当社 法務・総務部 部長)
委員	小野寺 勝弘	(当社 監査部 部長代行)

※調査委員会には、調査にあたって必要かつ十分な調査補助者を置くものとします。

委員長および副委員長に法律・会計の専門分野の有識者を選任し、独立性、中立性をもつ委員会となっております。

### 3. 今後の対応

調査委員会による調査・検証には1ヶ月程度の時間を要する見込みであり、監査法人の追加的レビュー手続きも必要となることから、四半期レビュー報告書の受領は、平成28年3月期第2四半期報告書の提出期限である平成27年11月16日には間に合わない見込みです。

従って、提出期限延長に関する承認申請書を提出する予定であり、申請書を提出した場合には、速やかに開示いたします。

また、平成28年3月期第2四半期の決算発表は、平成27年12月上旬頃を見込んでおりますが、決まり次第、速やかに開示いたします。

以 上